

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第462号)

平成18年8月18日

横情審答申第462号

平成18年8月18日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に

基づく諮問について（答申）

平成18年3月13日総人第10483号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「総務局人事課文書番号（平成16年度）総人第39号」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「総務局人事課文書番号（平成16年度）総人第39号」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「総務局人事課文書番号（平成16年度）総人第39号」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成17年12月15日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づく懲戒処分など、職員の賞罰に関することは、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）の規定に基づき、総務局人事部人事課（当時。現在は行政運営調整局人材組織部人事組織課。以下「人事課」という。）で起案、決裁等の事務を行っている。
- (2) 本件申立文書は、文書件名簿に「職員の処分について」との件名で記載された職員の処分を行うためのものであり、人事課の担当者が起案する際に、正確かつ迅速に職員の処分に対応することができるよう、各通知文等にあらかじめ文書番号を記載しておくため、文書件名簿に必要事項を記入し、文書番号を取得した。
しかしながら、文書番号を取得した直後に、処分量定を決定するに当たり考慮すべき事情が新たに発生したため、当該担当者は本件申立文書を回議せずに廃棄した。
本来ならば、この際に文書件名簿を訂正すべきところ、職員の処分に関する事務が多忙であったことから、訂正し忘れ、当該番号が記載されたままになった。
- (3) したがって、本件申立文書は、作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした。
- (4) なお、当初、本件申立文書で処分対象とした職員に対しては、「総務局人事課文書番号（平成16年度）総人第335号（以下「総人第335号」という。）」で起案、決裁し、

平成16年11月17日付で懲戒処分が付している。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 人事課は、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず保有していないためと、非開示の根拠としているが、文書件名簿に記載されている番号の文書が存在しないとは考えられない。
- (3) 非開示理由説明書に当該職員はあらかじめ文書番号を取得したが、その後考慮すべき事情が発生した為、回議をせず廃棄したと書いているが、廃棄をした上で訂正もしないでそのままに文書件名簿に残しておくのはおかしい。
- (4) また、開示請求をする前に人事課の職員は本件申立文書の不存在を説明したが、本件申立文書の処分対象となった職員に対して総人第335号で起案し、決裁し、平成16年11月17日付で懲戒処分が付したとの説明もなかった。その上これ以後も訂正をしていない。
- (5) 文書の取扱いについては、専門の組織もあり、横浜市の規程でも決まっているので、よく調べてほしい。

5 審査会の判断

(1) 文書件名簿について

文書件名簿は、取得文書、決裁文書及び供覧文書を記録する帳簿であり、情報公開用の目録としても活用されるものであって、横浜市行政文書取扱規程（平成12年3月達第8号。平成17年3月達第1号による全部改正前のもの。以下「規程」という。）第10条第1項又は第21条第1号の規定により、それぞれの文書ごとに、主管の課等で取得した時点、決裁済みとなった時点又は供覧済みとなった時点で必要事項を記入しなければならないこととされていた。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成16年度の文書件名簿に「職員の処分について」との件名で記載された文書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は保有していないと主張しているため、

当審査会では、平成18年5月19日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件申立文書で処分の対象とした職員については、懲戒処分事由となった非違行為について、裁判所から略式命令を受けたため、早急に処分を行うべく本件申立文書を起案した。
- (イ) 本来ならば、本件申立文書に係る文書件名簿への記入については、規程第21条第1号の定めにより決裁を受けた後に行うべきであったところ、迅速に職員の処分に対応することができるよう、各通知文にあらかじめ文書番号を記載しておくため起案時に文書件名簿に必要事項を記入し、文書番号を取得した。
- (ウ) ところが、本件申立文書を起案した日に、当該職員が略式命令に従わず、正式な裁判の請求を行ったため、当初の懲戒処分の実施を見送る必要が生じた。
- (エ) 本来ならば、この時点で本件申立文書の廃棄及び文書件名簿の訂正を行わなければならなかったところ、本件申立文書は廃棄したが、文書件名簿を訂正するのを失念してしまった。
- (オ) 文書件名簿の訂正を行わなかったため、現実には回議せずに廃棄して存在していない文書の件名が文書件名簿に記載されたままとなり、本件申立文書が存在しているとの誤解を与えるという不適切な事務処理を行ってしまったことで申立人に迷惑をかけることとなってしまい申し訳なく思っている。
- (カ) 現在は、文書管理システムの導入により、このようなことは起こらないようになっている。
- (キ) 当該職員については、判決確定後、改めて総人第335号により懲戒処分を行った。

イ これらの実施機関の説明を踏まえ、当審査会は、以下のように判断する。

- (ア) 当審査会が、総人第335号を見分したところ、本件申立文書と関連する記載は認められなかったものの、総人第335号で懲戒処分の対象となった職員の処分に関する事実関係については、実施機関の説明のとおりであることが確認された。
- (イ) また、平成16年度の文書件名簿を見分したところ、「文書番号」、「起案日・供覧日・取得日」、「決裁・供覧又は取得文書の件名」、「保存期間」、「追番号」及び「廃棄年度」のそれぞれの欄の記載に横線が引かれるとともに、「備考」の欄に「廃案」との記載に加えて、当審査会における指摘を受け、訂正年月日が記載され、本件申立文書が廃案とされたことが明らかにされていた。
- (ウ) 本件申立文書に基づいて懲戒処分が行われたとすれば、懲戒の手續及び効果に

関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）第5条の規定により、横浜市報に公表され、また、通常はあわせて記者発表という形で報道機関への情報提供が行われるが、この時期に横浜市報による公表や報道機関への情報提供が行われた事実も確認できなかった。

(I) 文書の起案及び決裁は、組織としての方針や対応を決定するために行われるものであるところ、このほかに本件申立文書に基づいて何らかの処分が行われたことを推認させる事情も認められなかった。

(オ) したがって、本件申立文書が廃棄され、現存していないとの実施機関の主張は、これを是認することができる。

(カ) なお、実施機関においては、開示請求をしようとする者に混乱を与えることがないように、適切な事務処理に努めるべきである。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年3月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成18年3月15日	・第三部会で審議する旨決定
平成18年3月23日 (第81回第一部会) (第81回第二部会)	・諮問の報告
平成18年4月3日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年4月21日 (第21回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年5月19日 (第22回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成18年6月2日 (第23回第三部会)	・審議
平成18年6月16日 (第24回第三部会)	・審議
平成18年6月30日 (第25回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成18年7月21日 (第26回第三部会)	・審議
平成18年8月4日 (第27回第三部会)	・審議